ハー	ידיה	lacksquare										
				4	小企業	信用保	険法第2	条第5]	頁			
					第4号の	カ規定に	こよる認定	自申請書	<u> </u>			
									人 1 n	/-	_	_
ıka	注:市县	=							令和	4	月	日
75	t <i>i</i> ≢∏1	X				申請	岩					
						住了						
						氏:	名					
£	なは、			(注) の ⁸	発生に	起因して、	下記の	レおり	经党	の安定に	- 支陪が
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		ノ ます	ので、	中小企	<u>注。</u> 業信用條	宋 除法	選回して、 第2条第5	5 項第 4	号の規	定に基	づき認定	とされる
よう	お願い	ハしま	す。									
							記					
1	事業問	開始年	月日							年	月	日
2		売上		月間の	丰 ▶ 章			減少率	Ē	06 (実績)	
	(-	I / AS			ルエ同			<u> </u>	<u> </u>	70 (大恨/	
		_	<u>В-А</u> В	×100								
		۸.	巛宇华	の発生	盆に 七ヵ	+ ス 具 、	近1か月間	∄の主 ト	. 古			
		Α:		・の光王 年		ノの取り	伍」かり	リリンプロエ	- 同			円
		В:					の月平均売	上高	•			
			(年	月~	年	月)					<u>円</u>
	([コ)最	近3か	月間の	売上高(の実績」	見込み					
								減少率	<u> </u>	% (実績見過	<u>入み)</u>
			<u>D</u>	<u>) — (A</u>	<u>+C)</u>	v 10	1 0					
				D		^ IC	,,					
		C :	A の期			-	み売上高					
		ъ.	((()		月~ 声後っ <i>#</i>		月) の売上高					<u>円</u>
		D:	火舌寸		呾仮♂ん 月 ~							円
			`	•	•	•	••,		•			
3	ᆂᅡᇃ	ちょう	1215	口上试	小士 z ː	し目に	まれる理由	ь				
3	ソじエほ	ョルル	いかし、	メは順	シッつの	二元之	よれる注口	9				
(: 1	.)		1-1+	「巛宝	この出げ	ኮ & ለ⊦ ι ·	こ生じた事	<u> т. </u>	ı b Z			
(注 (留	./ │意事項	 [)	_I~I&、	' 火吉	くり担う	た。元ロソバ	-エしに争	四」でん	、160 0			
1	本様	式は、					るいは前台	年以降、	事業拡え	大等によ	り前年	比較が適
	出でた	小蛙	ひの事情	きがあろ	担合にん	市田 1 🗗	F は					

- 当でない特段の事情がある場合に使用します。 ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申 込みを行うことが必要です。

 X207 C 11.	7 2 13 1	少女人	9 0						
第	号								
令和	年	月	日						
申請の	のとおり	、相	違ない	いこと	を認定します。				
(注)作	言用保証	E協会、	~ØF	申込期	間				
	令和] 4	年	月	日から令和	年	月	日まで	
						焼津市長		中野弘道	印